**「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画（案）」についての府民意見等の募集結果及び大阪府の考え方について**

○ 募集期間：平成28年７月13日（水曜日）から平成28年８月12日（金曜日）まで

○ 募集方法：インターネット、郵便、ファクシミリ

○ 提出意見数：６名（団体含む）から33件

　　寄せられたご意見等の概要、ご意見等に対する大阪府の考え方は下記のとおりです。

なお、お寄せいただいたご意見は、趣旨を損なわない範囲で要約しました。

また、同様の趣旨のご意見については、集約しております。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ご意見等の概要 | | | 大阪府の考え方 |
| 番号 | 該当項目 | ご意見等の概要 |
| １ | 全体 | 計画案の中に再生・創出の文言が入り、大阪湾の環境の将来像を導くものの一つになると肯定的に捉えており、施策を具現化することが肝要。 | ご意見をありがとうございます。今後、本計画に基づき、大阪湾の環境の保全・再生・創出に向け、施策を推進してまいります。 |
| ２ | １ページ  第１ 序説  ２ 計画の期間 | 人口の減少に配慮したうえで、適切な時間間隔で、目標や基本的施策を含む計画そのものを検証する旨を追記すべき。 | ご意見を踏まえ、「概ね５年ごとに施策の進捗状況について点検し、必要に応じて見直しを行う。」を「概ね５年ごとに施策の進捗状況について点検し、必要に応じて計画の見直しを行う」と修正します。 |
| ３ | ２ページ  第２ 計画の目標  １ 大阪湾のゾーニング | ゾーン１の改善策を考える上では、大阪湾全体の流況について、しっかり把握することが重要。 | ご意見をありがとうございます。大阪湾全体の潮流や恒流等の状況を考慮して、ゾーン１における施策を推進してまいります。 |
| ４ | 関西国際空港より南と北では、水質の影響要因が違うと考えられるため、ゾーン２と３の海岸部の境界は、関西国際空港対岸にすべき。 | 大阪湾のゾーニングにあたっては、水質、底質、生物の水平分布と沿岸の陸域における利用面での地域特性を勘案して検討しました。その結果、ゾーン２と３の区分線は、ほぼ潮汐フロントの位置に相当する水深20ｍラインを使用することが適当と考えています。 |
| ５ | ５ページ  第２ 計画の目標  ３ 個別目標  ２ 水質の保全及び管理に関する目標 | 「（１）水質総量削減制度等の実施」において、「水質汚濁、赤潮、富栄養化の防止のための対策が計画的かつ総合的に講ぜられていること」とあるが、青潮の防止についても追記すべき。 | ご意見のとおり、青潮すなわち貧酸素水塊の発生の抑制は重要であることから、別途、水質の保全及び管理に関する目標の（５）として、貧酸素水塊の発生抑制を掲げています。 |
| ６ | ８ページ  第３ 目標達成のための基本的な施策 | 大阪湾の水質等の環境に影響を及ぼし得る要因として、気候変動を追記すべき。 | ご意見を踏まえ、「今後、人口減少等の社会構造の変化や産業構造の変化が、大阪湾の水質等の環境に影響を及ぼし得ることを考慮し」を「今後、人口減少等の社会構造の変化や産業構造の変化、気候変動等が、大阪湾の水質等の環境に影響を及ぼし得ることを考慮し」と修正します。 |
| ７ | ８ページ  第３ 目標達成のための基本的な施策  １沿岸域の環境の保全、再生及び創出  （３）湾南部における「里海づくり」の推進 | アマモ場の創出などの「里海づくり」を推進するとされているが、施策の進捗状況を適切に評価するため、「里海づくり」とは何かを明示すべき。 | 「里海づくり」については、「３個別目標 １沿岸域の環境の保全、再生及び創出に関する目標」において、「自然環境を保全しつつ、必要に応じて人の手を加える」取組として記載しています。 |
| ８ | ８ページ  第３　目標達成のための基本的な施策  １　沿岸域の環境の保全、再生及び創出  （４）自然海浜の保全等 | 岬町長松海岸の南側には漁港区域があり、自然海浜保全地区条例における指定の要件に抵触することは十分承知しているが、長松海岸の環境の保全を図るため、自然海浜保全地区の指定範囲を南側へ延長すべき。 | ご意見をありがとうございます。自然海浜保全地区については、瀬戸内海環境保全特別措置法の趣旨を踏まえ、大阪府自然海浜保全地区条例において漁港区域を地区指定しないこととしています。今後とも、長松海岸をはじめとする自然海浜の保全等に努めてまいります。 |
| ９ | ９ページ  第３　目標達成のための基本的な施策  １沿岸域の環境の保全、再生及び創出  （５）底質環境の改善に向けた取組、窪地の埋め戻しの推進 | 窪地の埋め戻しは、底質環境の改善に向けた取り組みの一つであり、また、改善効果を検証しながら推進することとすべき。 | ご意見のとおり、底質環境の改善と窪地の埋め戻しは共通の目的を持つものであることから、一つの施策項目として記載しています。  また、「第３ 目標達成のための基本的な施策」に記載しておりますとおり、本計画に掲げる施策の実施にあたっては、効果を把握するためのデータを取りながら、その結果を踏まえて必要に応じ柔軟に対策を変更する順応的管理の考え方に基づく取組を推進することとしています。 |
| 10 | 底質改善の対策としては、覆土、除去（浚渫）などがある。 | ご意見をありがとうございます。ご意見の趣旨に留意しながら、底質環境の改善に向けた取組を推進してまいります。 |
| 11 | ９ページ  第３　目標達成のための基本的な施策  １　沿岸域の環境の保全、再生及び創出  （７）埋立てに当たっての環境保全に対する配慮 | 環境影響評価に当たっては、「地域住民の意見が適切に反映されるように配慮する」とあるが、地域住民だけでなく、関係住民の意見が適切に反映されるようにすべき。 | ご意見を踏まえ、「地域住民の意見が適切に反映されるように配慮する」を「住民等からの環境の保全の見地からの意見が適切に反映されるように配慮する」に修正します。 |
| 12 | 11ページ  第３　目標達成のための基本的な施策  ２　水質の保全及び管理  （９）油等による汚染の防止 | 流出油の原因として船舶の事故等が掲げられているが、船舶事故を防ぐために、限られた関係者でボランティア運営されている大阪湾運航サポート情報があり、これなどをもっと支援すべき。 | ご意見をありがとうございます。ご意見の趣旨に留意しながら、今後とも、油等による汚染の防止の取組を推進してまいります。 |
| 13 | 12ページ  第３　目標達成のための基本的な施策  ３　都市の魅力を高める潤い・安心の創出と自然景観及び文化的景観の保全  （１）湾奥部における海と親しめる場や機会の拡充 | 都市の魅力創出のため、海岸、沿岸等への人の流動を図る施策が掲げられているが、その人たちの安全確保が必要である。 | ご意見をありがとうございます。ご意見の趣旨に留意しながら、湾奥部における海と親しめる場や機会の拡充に向けた取組を推進してまいります。 |
| 14 | 12ページ  第３　目標達成のための基本的な施策  ３　都市の魅力を高める潤い・安心の創出と自然景観及び文化的景観の保全  （３）自然との共生や環境との調和に配慮した防災・減災対策の推進 | 「防潮堤や護岸の整備・補修・更新時に、海へのアクセスや景観への配慮、環境配慮型構造物の採用等に務める。」と記載されているが、沿岸域においては企業等が管理する物もあるため、企業等の協力を得て推進することを追記すべき。 | ご意見のとおり、施策の推進にあたっては企業等と連携することが重要と考えており、本計画に掲げる施策全体について、「第４ 計画の推進」において、庁内関係部局はもとより、国や関係府県、市町村、事業者、ＮＰＯ等との情報共有・連携により円滑な推進を図ることと記載しています。 |
| 15 | 「環境配慮型構造物の採用等に務める。」と記載されているが、対策の具体的なイメージがわかるようにすべきと考える。 | ご意見を踏まえ、「環境配慮型構造物の採用等に務める」を「緩傾斜護岸や生物共生型護岸等の環境配慮型構造物の採用等に努める」と修正します。 |
| 16 | 12ページ  第３　目標達成のための基本的な施策  ３　都市の魅力を高める潤い・安心の創出と自然景観及び文化的景観の保全  （５）漂流・漂着・海底ごみ対策の推進 | 上流部に雨が降ると、あらゆるごみが海に流れ込むことについて、海岸の美化活動参加者に伝えるだけでなく、より広く広報することが必要であると考える。 | ご意見をありがとうございます。ご意見の趣旨に留意しながら、府民等への広報活動等を通じて、海面、海浜の美化意識の向上に努めてまいります。 |
| 17 | 海岸漂着物等の回収・処理、発生抑制対策について、強力な対策の実施が図れるよう、十分な予算措置を講じることを要望する。 | ご意見をありがとうございます。ご意見の趣旨に留意しながら、漂流・漂着・海底ごみ対策を推進してまいります。 |
| 18 | 漂流・漂着・海底ごみの迅速かつ確実な処理が図れるよう、市町村において引き取り、処理される体制を確立することを要望する | ご意見をありがとうございます。ご意見の趣旨に留意しながら、漂流・漂着・海底ごみ対策を推進してまいります。 |
| 19 | 大阪湾の漂流・漂着・海底ごみは、河川を通じて、上流府県市等からも流入している状況が見られることから、ごみ除去に要する経費について、府県の枠を越えた、上流府県市等の負担を求める広域的な「海域環境税」の創設についても一考されることを要望する。 | ご意見をありがとうございます。ご意見の趣旨に留意しながら、漂流・漂着・海底ごみ対策を推進してまいります。 |
| 20 | 14ページ  第３　目標達成のための基本的な施策  ４　水産資源の持続的な利用の確保  （４）地先海域における漁場整備の推進 | 地先海域における漁場整備の推進について、重点ゾーンが２、３とされているが、湾奥部は魚類等の産卵場や稚魚・稚エビの育成場となっており、さらに、今後の汚濁負荷量の減少を予想すれば、湾奥部の役割は増大するはずと考えられるため、重点ゾーンに１を加えるべき。 | 基本的な施策の「１ 沿岸域の環境の保全、再生及び創出」において、湾奥部が幼稚魚の成育場として良好に機能するよう、ゾーン１を重点ゾーンとして生物が生息しやすい場の創出を図ることとし、漁場整備は港域以外の海域で実施することとして、ゾーン２、３を重点ゾーンとしています。 |
| 21 | 15ページ  第３　目標達成のための基本的な施策  ５　基盤的な施策  （５）情報提供・広報の充実、環境保全思想の普及及び住民参加の推進 | 環境保全活動にかかわるＮＰＯ等の団体、組織が数多くある。その活動について、広く賞を提供し、それを広報の一助にすることを考えるべき。 | ご意見をありがとうございます。ご意見の趣旨に留意しながら、情報提供・広報の充実、環境保全思想の普及及び住民参加の推進に努めてまいります。 |
| 22 | 「住民の瀬戸内海の環境保全に関する意識の向上に努める」と記載されているが、「大阪湾の環境保全」とすべき。 | 本計画案では「豊かな大阪湾」の実現を将来像に掲げておりますことから、ご意見を踏まえ、「住民の瀬戸内海の環境保全に関する意識の向上に努める」を「住民の大阪湾の環境保全に関する意識の向上に努める」と修正します。 |
| 23 | 第３　目標達成のための基本的な施策 | アサリの貝毒等が、大阪湾の魚のイメージを低下させていると考えられるため、アサリ貝毒の原因調査を精力的に行うべき。 | ご意見ありがとうございます。貝毒は、主に二枚貝が、毒素を持った植物プランクトンを餌として食べることによって、体内に毒が蓄積するものであり、今後とも、健康被害防止対策を徹底するとともに、発生予測技術の開発等に努めてまいります。 |
| 24 | 16ページ  第４　計画の推進 | 指標により進捗状況を点検することは、いいことだと考える。各種指標の現状値を公表するべき。 | ご意見をありがとうございます。計画策定時点における各指標の状況を取りまとめて公表してまいります。 |
| 25 | 計画の進捗状況を点検する仕組みについて、指標データの収集及び計画の進捗状況の点検を行う主体について明記するとともに、主体間の連携を図る仕組みについて明記すべき。 | 計画の進捗状況の点検につきましては、国や関係府県、市町村、事業者、ＮＰＯ等と連携して、府が行うこととしています。 |
| 26 | 16ページ  第４　計画の推進  １．沿岸域の環境の保全、再生及び創出に関する指標 | 「沿岸域の環境の保全、再生及び創出」に関する基本的施策を実施するためには、大阪湾の生態系の構造の把握が必要であるため、「沿岸域の環境の保全、再生及び創出に関する指標」に、「大阪湾の生態系の機能と構造の解明に係る調査研究の事例」を追加すべき。 | 本計画を推進する上で生態系の観点は重要であると考えており、関連する施策の進捗状況を点検するため、沿岸域の環境の保全、再生及び創出に関する指標に「海岸生物調査及び底生生物調査における出現種数、個体数」を採用しています。 |
| 27 | 16ページ  第４　計画の推進  ２　水質の保全及び管理に関する指標  水質の状況 | 栄養塩濃度等に関する指標は、極力、数値目標を記載すべき。 | 栄養塩類の濃度レベルの目標値については、水質環境基準を達成・維持しつつ、生物多様性・生物生産性を確保するための濃度レベルが未解明であることから、調査研究を推進することとしています。 |
| 28 | 水質の指標として「貧酸素水塊の発生状況」が記載されているが、貧酸素水塊の発生状況だけでは十分な指標とは言えないため、底層溶存酸素濃度を追加すべき。 | 貧酸素水塊の発生状況を把握するため、府では底層溶存酸素濃度を測定しており、水質の指標の例示に「底層ＤＯ」を追加します。 |
| 29 | 水質の指標として、藻場の盛衰と関連が深い光環境に関する指標となる、透明度を追加すべき。 | 水質の状況を把握するため、府では透明度を測定しており、水質の指標の例示に「透明度」を追加します。 |
| 30 | 第４　計画の推進  ２　水質の保全及び管理に関する指標  底質の状況 | 酸化・還元電位は、細粒分が多い泥質ならまだしも、砂や砂利が混在する堆積物については適用できないため、底質の指標項目としては適切ではない。 | 大阪湾では泥質の海底があり、その状況の経年変化等を把握するため、酸化還元電位を底質の指標として採用することとします。砂質の海底における調査結果を評価する際には、ご意見の趣旨を十分考慮させていただきます。 |
| 31 | 硫化物濃度が、底生動物の動態を良く反映するという研究結果が報告されていることから、底質の指標として、硫化物濃度を追加すべき。 | 底質の状況を把握するため、府では硫化物濃度を測定しており、底質の指標の例示に「硫化物」を追加します。 |